

和歌山弁平成28年(綱)第16号, 第17号, 第18号

更正決定書

和歌山市十番丁72番地
カサ・デまるのうち201
懲戒請求者 吉田 益夫

和歌山市六番丁24
ニッセイ和歌山ビル11階
あすか綜合法律事務所
【第16号事件】
対象弁護士 豊田 泰史
(登録番号19208)

【第18号事件】
対象弁護士 重藤 雅之
(登録番号45614)

和歌山市南材木丁2-38
ふたば法律事務所
【第17号事件】
対象弁護士 太田 達也
(登録番号40513)

和歌山弁平成28年(綱)第16号, 同第17号及び同第18号事件について,
議決書に明白な誤りがあるから, 次のとおり更正決定する。

主文

議決書6ページ「3 によって, 主文のとおり議決する。」の次の行に議決年月日
である「平成30年1月10日」を加えて更正する。

平成30年2月15日

和歌山弁護士会綱紀委員会
委員長職務代行
副委員長

山西陽裕





これは謄本である。

平成30年3月8日

和歌山弁護士会
会長 畑

純

